

人権啓発センターだより

第37号：令和8年8月1日発行
発行：八代市人権啓発センター

かたらんね

八代市人権に関する市民意識調査の結果をお知らせします

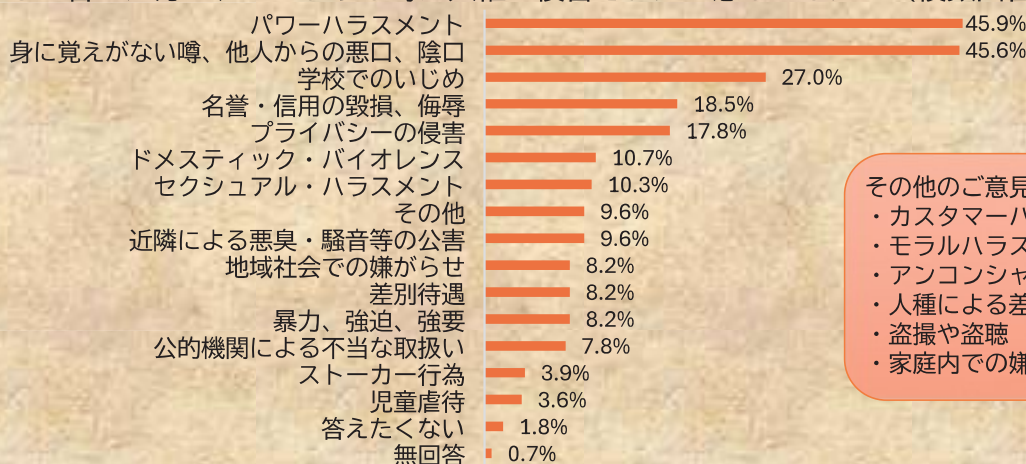
八代市では、『人権が尊重されるまちづくり』を進めるため、令和7年9月に市民の皆様のご協力のもと、八代市人権に関する市民意識調査を実施しました。

○調査概要 対象：市内在住18歳以上の男女3,000人（八代市住民基本台帳から無作為抽出）
回収数：1,111件（37.0%）

①自分の人権が侵害されたと感じたことはありますか

・ある25.3% ・ない56.5% ・わからない17.7% ・無回答0.5%

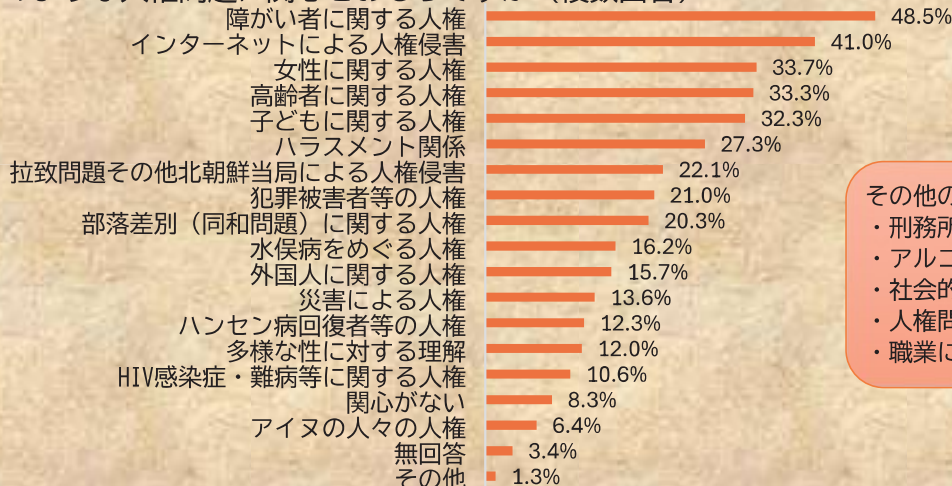
②あると答えた方で、どのような時に人権が侵害されたと感じましたか（複数回答）



その他のご意見

- ・カスタマーハラスメント
- ・モラルハラスメント
- ・アンコンシャスバイアス
- ・人種による差別
- ・盗撮や盗聴
- ・家庭内での嫌がらせ 等

③どのような人権問題に関心をおもちですか（複数回答）



その他のご意見

- ・刑務所における人権
- ・アルコールハラスメント
- ・社会的風習による差別
- ・人権問題を盾にした逆差別
- ・職業に対しての人権 等

皆様からいただいた貴重なご意見は、今後の人権施策の参考にさせていただきます
ご協力ありがとうございました。

《問合せ先》 八代市役所 人権政策課
TEL：0965-30-1711(平日 8:30～17:00)
Eメールアドレス：jinken@city.yatsushiro.lg.jp

調査結果の詳細は、
市ホームページを
ご覧ください。



話してみませんか、あなたの不安や悩み！

●差別や人権侵害、DVやセクハラなど、人権に関するご相談

人権相談窓口 ☎ 0965-30-1710

●子どもや若者の、学校や家庭・仕事、いじめや非行・不登校・ひきこもり等に関するご相談

ヤングテレホンやつしろ ☎ 0965-30-1700・E-mail young-tel@city.yatsushiro.lg.jp

相談時間：月～金 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始は除きます）

「人権セミナーやつしろ」オンデマンド配信のご案内（視聴無料）

八代市人権問題啓発推進協議会では、市民の皆さまに人権について身近に考えていただく機会として「人権セミナーやつしろ」をオンデマンド配信にて開催いたします。今回は、『災害と人権』（予定）をテーマに 柳原志保さん（防災クリエイター/歌う防災士）をお招きし、ご講演いただきます。

《配信期間》 令和8年8月頃公開予定 《講演時間》 約30分～60分程度を予定

《視聴方法》 スマートフォンやPCなど、インターネット接続可能な端末が必要です。

※通信料は受講者負担です。

《URL》 後日、八代市ホームページ内に掲載します。

※HP内で「八代市人権問題啓発推進協議会からのお知らせ」で検索してください。

令和8年度『八代市人権作品』募集 ※詳細は、八代市ホームページをご覧ください。

《募集部門》 （応募は、部門を問わず、一人1点に限ります）

【作 文】 400字詰原稿用紙3枚以内

【メッセージ】 200字程度（応募様式またはA4サイズ白用紙もしくは原稿用紙）

【標 語】 A4サイズ以下の用紙に記入

【絵 は が き】 文字、標語などの描き入れ可。サイズは官製はがき（148mm×100mm）を目安とした『ハガキ大』。

【書 道】 人権に関する題名であれば可（清書用紙または小型条幅用紙）

【ポ ス タ ー】 四つ切サイズ（380mm×540mm程度・グループ作品は最大750mm×1100mm）の大きさまで。作品に関する思いや説明を一言書き添えてください。

《募集対象》 八代市内への通学者。八代市在住者または八代市内に通勤している人

《応募期間》 令和8年9月1日（火）～令和8年9月14日（月）

《発表・賞》

○令和8年12月頃、八代市ホームページ等で発表する予定です。

○応募者には参加賞を贈呈。入選された作品の応募者には賞状と記念品を贈呈します。

《応募方法》

○〒869-4703 八代市千丁町新牟田1502-1 千丁支所3階 八代市人権問題啓発推進協議会（人権政策課）「人権作品」宛 まで郵送もしくは持参してください。

（注意事項）

◆作品は、未発表作品に限り、著作権等を侵さないよう配慮し、確認の上推敲及び清書し、そのまま掲載してよい状態でご応募ください。なお、入選された作品は、返却いたしません。

◆著作権は主催者に帰属し、人権啓発に関する展示等で使用します。

《URL》 <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00324189/index.html>

《問い合わせ先》 八代市人権問題啓発推進協議会（人権政策課）

TEL：0965-30-1711/FAX：0965-46-1950 Eメールアドレス jinken@city.yatsushiro.lg.jp

人権相談員の人権コラム「あたりまえについて」

- ・男の子だから「泣くのはおかしい!」と言われる
- ・「子どもは未熟だから」と意見を聞いてもらえない
- ・字幕や副音声の機能を使わずに動画を見ることができる

どれも、ありふれた日常のワンシーン。

それって「あたりまえ」のことなの？

その「あたりまえ」って誰が決めたの？

誰かにとっての「あたりまえ」が、別の誰かにとっての「生きづらさ」になっていないでしょうか。

そうやって一人ひとりが立ち止まって考えることが、すべての人の人権が守られる社会への第一歩となります。

【ひとりで悩まず、ご相談ください】

日常の不安や悩みなど、お気軽に人権相談員へお話しください（秘密厳守）。

毎月11日は『人権を確かめあう日』です

家庭や地域、職場や学校で、身近な人権問題や差別について、みなさんと話しあいましょう！

人権尊重宣言都市 八代市・氷川町